

さいたま市告示第750号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、さいたま都市計画大門土地区画整理事業を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画の種類

- ・さいたま都市計画大門土地区画整理事業

2 都市計画を変更する土地の区域

- ・さいたま市緑区大字大門及び大字間宮の各一部

3 都市計画の縦覧場所

- ・さいたま市都市局まちづくり推進部市街地整備課